

ご契約者の皆様へ

株式会社ミニンシュラー
代表取締役社長 小林靖治

保険法対応について (普通保険約款の改定に関するお知らせ)

平成 22 年 4 月 1 日より「保険法」(平成 20 年法律第 56 号)*が施行されることに伴い、弊社では取扱い商品の約款の内容を一部改定致しました。これにより、保険法の施行日以降にご契約を締結されるお客様には、保険法に準拠した約款等に基づきご契約のお取り扱いをさせていただきますので、主な変更点等につきまして下記のとおりご案内いたします。

(*これまで保険契約に関するルールは商法の一部に規定されていました。しかしながら、社会経済情勢の変化に対応して約 100 年ぶりに商法の規定を全面的に見直し、商法から切り離し、単独法として「保険法」が制定されたものです。)

また、保険法の規定により、施行前に締結されたご契約に適用される内容もありますので、該当箇所その旨注記いたします。

なお、この改定に伴い、お支払する保険金あるいは保険料についての変更は一切ありません。

改定内容の詳細につきましては、ご契約(ご継続)時に、普通保険約款等でご確認お願いいたします。

主な改定内容 :

生命保険・医療保険、日常生活賠償責任保険に共通するもの

1. 告知義務に関する規定の見直し

保険契約の締結に際して、保険金支払事由の発生の可能性に関する重要な事項について、弊社が「告知事項」として書面でお尋ねしたことに對して、保険契約者や被保険者に回答していただくこととなります。(質問応答方式)

2. 保険金の支払時期に関する規定の見直し

(この項目については、平成 22 年 3 月 31 日以前に締結された契約であっても、保険事故の発生が平成 22 年 4 月 1 日以降であれば適用されます。)

(1) 生命保険・医療保険の場合

保険金の請求に必要な書類が弊社に到着した日の翌日から起算して、5営業日以内に保険金を支払います。ただし、保険金を支払うために以下の事実確認が必要な場合は、その請求に必要な書類が弊社に到達した日の翌日から起算して45日以内に保険金を支払います。

確認事項： 保険金支払事由発生の有無 免責事由の有無 告知義務違反の有無 重大事由・詐欺・不法取得の有無

上記 ~ の確認を行うため、次に掲げる特別な照会や調査が不可欠な場合は、保険金の支払期限は、その請求に必要な書類が弊社に到達した日の翌日から起算して、以下に定める日数以内に支払います。

- ・ 弁護士法に基づく照会、その他の法令に基づく照会 … 180日
- ・ 専門機関による科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 … 180日
- ・ 刑事手続きの結果についての捜査機関への照会 … 180日
- ・ 上記に定める事項の日本国外における調査 … 180日

(2) 日常生活賠償責任保険の場合

保険金の請求に必要な書類が弊社に到着した日の翌日から起算して、10営業日以内に保険金を支払います。ただし、保険金を支払うために以下の事実確認が必要な場合は、その請求に必要な書類が弊社に到達した日の翌日から起算して30日以内に保険金を支払います。

確認事項： 保険金支払事由発生の有無 免責事由の有無 保険金算出のための確認 重大事由・詐欺・不法取得の有無 他の保険の有無およびその内容 被保険者が有する損害賠償請求権の有無

上記 ~ の確認を行うため、次に掲げる特別な照会や調査が不可欠な場合は、保険金の支払期限は、その請求に必要な書類が弊社に到達した日の翌日から起算して、以下に定める日数以内に支払います。

- ・ 鑑定あるいは調査機関による調査 … 90日
- ・ 警察、検察等、公の機関による捜査・調査結果の照会 … 180日

3. 重大事由による保険契約の解除規定の見直し

(この項目については、平成22年3月31日以前に締結された契約に対しても適用されます。)

弊社が、保険契約を解除できる要件（保険契約者等が、保険金取得を目的として故意に被保険者を殺害したり、保険事故を発生させたり、あるいは保険金請求について詐欺を行う等）や解除の効果について保険法の規定に沿って見直しました。

4 . 保険金請求の消滅時効の期間が3年に変更になります。

保険金請求の消滅時効を2年から3年に変更しました。（一部の商品では、すでに3年に変更されています。）

日常生活賠償責任保険に関するもの

1 . 重複契約の場合の保険金支払に関する規定の見直し

日常生活賠償責任保険と同じ内容の契約が、他社とも締結されているような場合（重複契約と言います。）損害額についてそれぞれの契約で支払うべき金額を按分することなく、損害額を全額保障します。ただし、損害額を超えて複数の保険会社から保険金を受取ることはできません。

2 . 被害者が保険金請求権に対する先取特権を有する規定の新設

（この項目については、平成22年3月31日以前に締結された契約であっても、保険事故の発生が平成22年4月1日以降であれば適用されます。）

日常生活賠償責任保険の損害賠償金に対する保険金請求権について、被害者に、他の債権者に優先して支払いを受ける権利が認められます。

以上